

広島県告示第七百九十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成十九年七月十九日

広島県知事 藤田 雄山

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援の医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の名	指定年月日
医療法人社団 田村医院	豊田郡大崎上 島町明石二七 〇〇	精神通院医療	内科	田村裕	平成一九年 七月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
ホーム薬局	呉市安浦町中央二丁目二一六	精神通院医療	平成一九年七月一日
広島調剤宮の町薬局	安芸郡府中町宮の町一丁目六一 一三	精神通院医療	平成一九年七月一日
府中地区医師会 駅前家 訪問看護ステーション	福山市駅前町倉光四五二―一五	精神通院医療	平成一九年七月一日
府中地区医師会 訪問看護ステーション	府中市鶴飼町四九六一―一	精神通院医療	平成一九年七月一日